

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき市長から協議があった補助執行について、次のとおり承諾することとする。

1 承諾する内容

次に掲げる事務の補助執行を取り止めること。

- (1) 教育財産に係る不動産の取得（買収によるものに限る。以下「教育財産の取得」という。）に関する事。
- (2) 教育財産の取得のために必要な事業用代替地の取得、管理及び処分に関する事。
- (3) 教育財産の取得に伴う損失補償の処理に関する事。
- (4) 教育財産に係る不動産の取得及び処分に伴う登記
- (5) 幼稚園の新設に係る補助金の交付に関する事。

2 承諾する理由

- (1) 1 の(1)から(4)までの事務について

ア 1 の(1)から(3)までの事務は昭和 52 年度に、1 の(4)の事務は平成 6 年度に補助執行を受け、児童生徒数の増加に伴う学校の新築、増築等のための不動産の取得等に関する事務を行ってきた。

イ しかしながら、児童生徒数が減少傾向にある現在において、学校の新築、増築等のための新たな不動産の取得に係る計画はなく、引き続き補助執行を受ける必要性がなくなっている。

ウ 今回の協議は、上記の状況を踏まえ、不動産の取得等に関する事務を市長事務部局において一体的に行おうとするものであり、事務

の効率化、行政能率の向上を図る上で適当であると考えられることから、これを承諾しようとするものである。

(2) 1の(5)の事務について

1の(5)の事務は、昭和51年度に補助執行を受け、私立幼稚園の新設を助成するための補助金の交付に関する事務を行ってきたものであるが、本件事業は既に終了しており、この度、規定の整備として当該補助金の交付に係る要綱を廃止したことを契機に、これを取り止めることについて協議があり、これを承諾しようとするものである。

3 実施期日

平成31年4月1日

<参考>

地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

広行行第22号

平成31年3月15日

広島市教育委員会 御中

広島市長 松井 一 實

(企画総務局行政経営部行政経営課)



市長の権限に属する事務の一部の補助執行の取り止めについて（協議）

市長の権限に属する事務のうち、下記の事務については、平成31年4月1日から補助執行を取り止めることとしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

- (1) 教育財産に係る不動産の取得（買収によるものに限る。以下「教育財産の取得」という。）に関する事。
- (2) 教育財産の取得のために必要な事業用代替地の取得、管理及び処分に関する事。
- (3) 教育財産の取得に伴う損失補償の処理に関する事。
- (4) 教育財産に係る不動産の取得及び処分に伴う登記
- (5) 幼稚園の新設に係る補助金の交付に関する事。